

## 第83期 報告書

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

## 目 次

事業報告	1
連結計算書類	47
計算書類	51
監査報告書	55

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

**当社ウェブサイト：**

[https://www.lixil.com/jp/investor/ir\\_event/meeting.html](https://www.lixil.com/jp/investor/ir_event/meeting.html)

**東京証券取引所ウェブサイト：**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、監査委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しています。

(証券コード 5938)

**株式会社 LIXIL**

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境にも改善の兆しが見られる中、設備投資や個人消費の持ち直しの動きなどもあり、景気は緩やかな回復傾向となりました。しかしながら、エネルギー価格の高止まりに加え、継続的な物価上昇や住宅ローン金利上昇による消費動向への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いている。また、住宅投資に関しても、大規模な政府の住宅省エネ支援策により断熱製品を中心としたリフォーム市場の需要が創出されたものの、新築市場における建築資材価格の高止まりなどに起因した住宅価格高騰による住宅取得マインドの低下などから、新設住宅着工戸数は持家・分譲住宅を中心に低調に推移しました。

世界経済に関しては、欧州での政策金利の段階的な引き下げや中東・インドなどの成長市場における堅調な需要が見られた一方で、米国における高金利水準の継続や不動産市場の停滞の継続を受けた中国経済の先行き懸念などにより、全体的には景気は不透明な状況で推移しました。今後も金利の高止まりや人件費高騰などの継続が想定されることに加え、米国の通商政策の動向や為替変動、長期化するロシア・ウクライナ紛争や中東情勢などの地政学リスクなどによる海外景気への影響については引き続き状況を注視していく必要があります。

このような環境のもと、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」）における当連結会計年度の業績は、国内事業においては、新設住宅着工戸数の低迷により新築向けの売上が伸び悩んだものの、水回り製品を中心としたリフォーム売上は堅調に推移しました。海外事業においても、米国における需要低迷の継続や中国における不動産市況の低迷があった一方で、欧州における売上改善や中東・インドの成長拡大に加え、為替換算の影響などもあり、売上収益が増加しました。これらの結果、当社グループにおける売上収益は1兆5,046億97百万円（前年同期比1.4%増）と増収となりました。

利益面については、資材・エネルギー及び部品価格の高止まりによるコスト増加があったものの、主に国内において販売価格の適正化に努めたことや欧州を中心とした売上の改善、構造改革によるコスト削減効果などもあり、事業利益は313億37百万円（前年同期比35.3%増）と増益となりました。また、構造改革の実施に伴う一時的な他の費用の発生が前連結会計年度に比べて減少したことなどから、営業利益は296億87百万円（前年同期比81.6%増）、継続事業からの税引前利益は201億50百万円（前年同期比3.0倍）とそれぞれ大幅な増益となりました。

また、非支配持分を控除した親会社の所有者に帰属する当期利益は、一部の連結子会社の収益性の低迷などに起因する税負担率の上昇があったこと等から、20億1百万円（前年同期は139億8百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

(注) 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

### 当連結会計年度の業績

売上収益	事業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
1兆5,046億97百万円	313億37百万円	20億1百万円

事業別の概況は次のとおりです。なお、事業別の売上収益は事業間取引消去前であり、事業利益は全社費用控除前です。

(注) 1. 「事業利益」は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

2. 「国内事業」 「海外事業」については、当社グループの連結業績管理にて定義しているマネジメントベースの区分を使用しており、所在国による区分とは一部異なります。具体的には、ウォーター・テクノロジー事業及びハウジング・テクノロジー事業において、国内で管轄している一部の海外子会社を「国内事業」に含めています。

# ウォーターテクノロジー事業(LWT)

## 主要な事業

### 事業内訳

#### 水回り設備

#### その他の

### 主要製品及び商品等

衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等  
住宅・ビル外装タイル、内装タイル等



SATIS X (タンクレストイレ)



bathope (ユニットバス)



Greentap  
(キッチン用ミネラル浄水栓)



GROHE Everstream  
(リサイクルシャワーシステム)

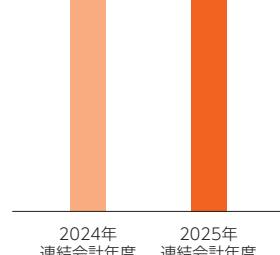
主に水回り製品を手がけるウォーターテクノロジー事業においては、国内事業はこれまで取り組んできた価格改定の効果の発現に加え、リフォーム関連製品の売上が引き続き堅調に推移したことなどもあり、新築需要の減退による影響が続いている中でも対前年同期比で増収となりました。海外事業も、米国・中国においては需要低迷が継続した一方で、欧州・中東において売上が堅調に推移したことや為替換算影響があったことなどにより、対前年同期比で増収となりました。その結果、同事業の売上収益は9,278億44百万円（前年同期比3.4%増）と増収となりました。

また、事業利益は、国内事業では資材価格の高騰や為替の影響をリフォーム売上の増加や価格改定による効果でカバーし、海外事業においても売上増加による影響のほか構造改革効果の発現により販管費が削減されたことなどから、409億41百万円（前年同期比80.2%増）と大幅な増益となりました。

### 売上収益

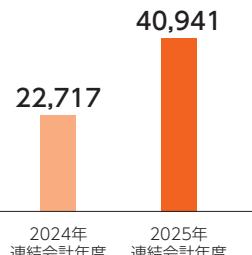
9,278 億 44 百万円

(単位:百万円)  
896,924 927,844



409 億 41 百万円

(単位:百万円)



# ハウジングテクノロジー事業(LHT)

## 主要な事業

### 事業内訳

#### 金属製建材

### 主要製品及び商品等

住宅・ビル・店舗用サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄、カーテンウォール等

#### 木質内装建材類

窓枠、造作材、

インテリア建材等

サイディング、屋根材等

#### その他建材類

工務店のフランチャイズチ

#### 住宅・サービス関連

エーンの展開、建築請負、

不動産管理、不動産事業の

フランチャイズチーンの

展開支援等

#### その他の

太陽光発電システム等

主に国内で住宅建材製品を展開するハウジングテクノロジー事業においては、低炭素社会の実現に向けた国策による大規模な補助金制度の導入を背景に、窓を中心とした断熱製品のリフォーム向け売上が大きく伸長したものの、ウォーターテクノロジー事業と同様に新築需要の減退による影響を大きく受けたことに加え、前年に売却した事業に係る売上剥落などにより、同事業の売上収益は5,868億19百万円（前年同期比1.6%減）と僅かながら減収となりました。

事業利益についても、新築向けの売上低迷による影響を大きく受けたことに加え、引き続き資材・エネルギー価格の高止まりによるコスト増加の影響もあり、291億72百万円（前年同期比18.7%減）と減益となりました。

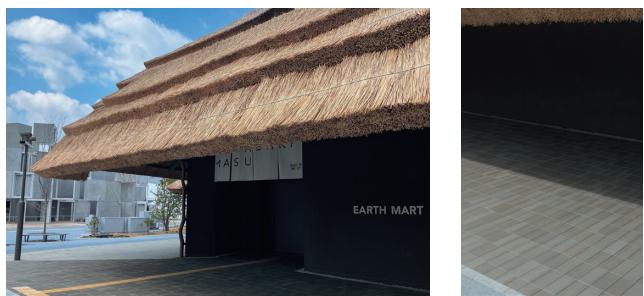


インプラス（内窓）



廃材のない、新たな循環の未来へ。

循環型低炭素アルミ  
PremiAL®  
Recycled Low-Carbon Aluminum  
LIXIL



大阪・関西万博のシグネチャーパビリオンの1つ  
「EARTH MART」に循環型素材「レビア」を提供

### 売上収益

5,868 億 19 百万円 291 億 72 百万円

(単位:百万円)

596,448 586,819

2024年 連結会計年度 2025年 連結会計年度

### 事業利益

35,887 29,172

(単位:百万円)

35,887 29,172

2024年 連結会計年度 2025年 連結会計年度

## 事業別の売上収益及び事業損益

事業区分	2024年 連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		2025年 連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		前年同期比 増減	
	売上収益 百万円	事業損益 百万円	売上収益 百万円	事業損益 百万円	売上収益 %	事業損益 %
ウォーター・テクノロジー事業	896,924	22,717	927,844	40,941	3.4	80.2
ハウジング・テクノロジー事業	596,448	35,887	586,819	29,172	△1.6	△18.7
消去又は全社	△10,148	△35,442	△9,966	△38,776	—	—
合計	1,483,224	23,162	1,504,697	31,337	1.4	35.3

(注) 非継続事業に分類した事業は含めていません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（使用権資産を含む）は、635億82百万円です。主なものは新製品開発投資や合理化及び設備の維持更新投資等です。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、リファイナンス資金等に充当するため、長期借入により435億96百万円、普通社債の発行により360億円の調達を行っています。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、当社及び当社の連結子会社であるASD Holding Corp.は、2025年3月31日付で同社の米国浴槽事業を、American Bath Group, LLCに譲渡し、北米地域における浴槽事業の強化に向け、同社との戦略的パートナーシップを締結することに合意しました。

また、当社及び当社の連結子会社である株式会社LIXILホームファイナンス（以下「LIXILホームファイナンス」）は、2024年6月27日付で、SBIアルヒ株式会社（以下「SBIアルヒ」）との間で地位譲渡契約及び貸付債権等譲渡予約契約を締結し、2024年9月27日付で、LIXILホームファイナンスが取り扱う全期間固定金利住宅ローン（フラット35）事業に係る契約上の地位及び貸付債権等をSBIアルヒに譲渡しました。

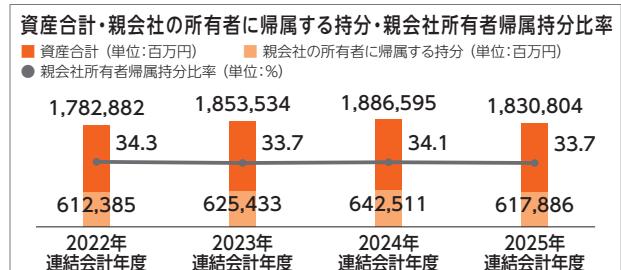
## (5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、当社は、2024年5月27日付で株式会社アイシン（以下「アイシン」）との間で吸収分割契約を締結し、同年9月1日付で、当社を吸収分割承継会社、アイシンを吸収分割会社として、アイシンが日本国内における当社向けのシャワートイレ事業に関して有する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割を行いました。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年 連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	2023年 連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	2024年 連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	2025年 連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上収益 (百万円)	1,428,578	1,495,987	1,483,224	1,504,697
事業利益 (百万円)	64,875	25,745	23,162	31,337
営業利益 (百万円)	69,471	24,903	16,351	29,687
親会社の所有者に帰属する当期利益又は 親会社の所有者に帰属する当期損失 (△)	(百万円)	48,603	15,991	△13,908
基本的1株当たり当期利益又は 基本的1株当たり当期損失 (△)	(円)	167.21	55.54	△48.43
資産合計 (百万円)	1,782,882	1,853,534	1,886,595	1,830,804
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	612,385	625,433	642,511	617,886
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,106.30	2,178.77	2,237.53	2,150.86
親会社所有者帰属持分比率 (%)	34.3	33.7	34.1	33.7

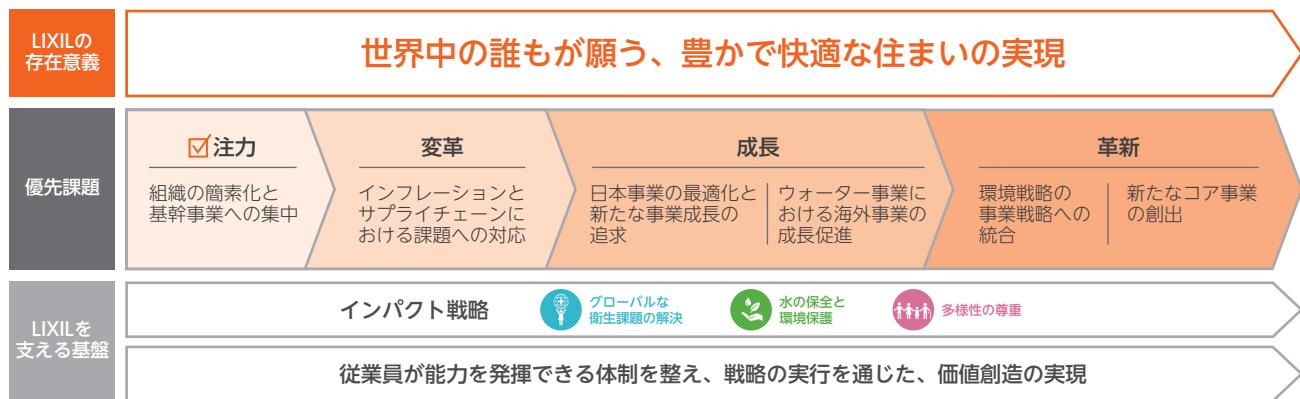
(注) 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。



## (7) 対処すべき課題

当社グループでは、2020年に経営の基本的方向性を示した「LIXIL Playbook」を策定し、4つの優先課題に対する取組みを進めてきましたが、事業環境の変化に対応し、さらなる成長へつなげるため、2023年に「LIXIL Playbook」を進化させました。具体的には、2020年の策定時に設定した4つの優先課題のうち、1つ目の「組織の簡素化と基幹事業への集中」に関しては、これまでの取組みを通じて順調に達成することができた一方で、改めて将来に向けた戦略の更新を行いました。

その結果、下記の5つの戦略的優先分野を設定しました。変化への対応力を高め、基幹事業のさらなる強靭化を図るとともに、環境課題に対する事業を通じた取組みを強化し、新たなコア事業の育成に注力していきます。



〔進化した「LIXIL Playbook」における5つの戦略的優先分野〕

### 1. インフレーションとサプライチェーンにおける課題への対応

資材や物流費の高騰による影響を踏まえ、販売価格の最適化や、素材の変更によるコストダウンとコスト安定の両立を図るとともに、付加価値の高い差別化製品へのシフトにより収益性改善を進めます。また、グローバルサプライチェーンが寸断されるリスクに備え、調達先の冗長化や生産のプラットフォーム化といった従来からの施策に加え、地域内における調達、生産体制への移行を進めています。

## 2. 日本事業の最適化と新たな事業成長の追求

日本事業の収益性と機動力を高めるための施策を継続し、従来は水回り製品を中心であったリフォーム商材を窓や壁といった断熱改修にまで広げることで、拡大するリフォーム需要の取込みを強化します。さらに、全ての製品群に関して環境配慮型の製品や事業を導入し、差別化につなげていきます。

## 3. ウォーターテクノロジー事業における海外事業の成長促進

付加価値の高い製品の販売拡大、販売チャネルの多角化、戦略的なブランド・ポートフォリオの構築といった施策を通じて、コモディティビジネスからの脱却を図り、海外市場の成長を着実に取り込むための基盤を強化します。

## 4. 環境戦略の事業戦略への統合

当社グループの環境戦略は、「気候変動対策を通じた緩和と適応」「水の持続可能性を追求」「資源の循環利用を促進」という3つの重点領域を設定しています。環境戦略を事業戦略に統合し、各領域における中期目標の実現に向けて取組みを強化しており、持続的成長と地球環境や社会へのインパクト（良い影響）の拡大を目指します。

## 5. 新たなコア事業の創出

将来の成長に向けて、インパクトのある新しい技術、製品、ビジネスモデルの創造を通じて、新たな収益の柱になるようなコア事業の確立を目指しリソースを投入していきます。

### [インパクト戦略について]

当社グループの存在意義である「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」により、急激に変化する世界において私たちはインパクト（良い影響）を与えることができると考えています。これを実現するために、当社のインパクト戦略は、世界的な社会課題のうち緊急性が高く、当社の事業を通じてインパクトを生み出すことができる領域である「グローバルな衛生課題の解決」「水の保全と環境保護」「多様性の尊重」の3つを優先取組み分野として定めています。専門知識や事業規模を活かしながら、様々なステークホルダーと協働して進捗を確認しながら取組みを進めています。インパクト戦略を推進することで、収益の改善、ブランド力の向上、そして長期的な価値創造を目指しています。

当社は上述の「LIXIL Playbook」において、将来の企業価値向上に向けた中期的な目標として事業利益率7.5%の達成を掲げており、その道筋として、2028年3月期までに事業利益1,100億円（事業利益率6.5%）以上の達成を目指します。世界経済や住宅需要などの事業環境においては今後も不透明な状況が続くことが見込まれますが、当社は上記の戦略的優先分野への対応を着実に推進し、海外事業を中心とした売上成長及び売上総利益率の改善や、継続的な事業構造改革の推進、魅力的で差別化された新商品の開発、などの取組みを通じて、目標の達成に努めてまいります。

次期の見通しについては、国内においては経済環境は持ち直しの動きが続くことが期待されますが、金利の上昇による新築需要のさらなる縮小や、為替変動、物価上昇の動向によっては依然として先行きが不透明な状況が続くと見込まれます。海外においても、欧州・米国を中心に予想される金利の低下、欧州における着実な売上拡大や中東・インド地域などの成長市場における需要取込みが期待されるものの、米国の相互関税措置の動向や国際紛争の長期化などの地政学的リスクに起因する世界的な情勢不安に加え、不動産市場の低迷やインフレーションなど、引き続き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような厳しい事業環境のもと、当社グループにおいては経営の基本的方向性を示した「LIXIL Playbook」の優先課題に基づき、これまでも積極的な対策を講じてきました。特に喫緊の課題である海外事業の収益性の回復に向けては継続して構造改革に取り組むとともに、利益率の高い商品へのシフト並びに流通経路のシフト、不採算事業の整理などによる事業ポートフォリオのさらなる見直し、サプライチェーンの再構築などを推進していきます。一方で、業績の向上と持続的成長に向けて、差別化商品の拡大と、社会や環境へのインパクト（良い影響）創出を同時に実現することを目指しています。これまでも機動的で起業家精神にあふれた組織へと変革する取組みを続けてきましたが、今後も引き続き、デジタル化の加速とインクルーシブな企業文化の醸成を通じてイノベーションを推進し、新たな成長機会の確立につなげていきます。

これまで取り組んできた事業基盤の強化による成果は見え始めており、長期的な成長への道筋は変わっていません。ステークホルダーの皆様に提供する価値をさらに高め、ひいては、『世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現』という当社グループの存在意義を実現するために前進してまいります。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、事業活動を通じて、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という企業としての存在意義を追求し、また、ウォーターテクノロジー事業及びハウジングテクノロジー事業を主要な事業内容とし、関連するサービス等の事業活動を展開しています。両事業の主要製品及び商品等は、それぞれ次のとおりです。

事業区分	事業内訳（主要製品及び商品等）
ウォーターテクノロジー事業	水回り設備 (衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等)
	その他の (住宅・ビル外装タイル、内装タイル等)
	金属製建材 (住宅・ビル・店舗用サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄、カーテンウォール等)
ハウジングテクノロジー事業	木質内装建材類 (窓枠、造作材、インテリア建材等)
	その他の建材類 (サイディング、屋根材等)
	住宅・サービス関連 (工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援等)
その他の (太陽光発電システム等)	

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社LIXILトータルサービス	100 百万円	100 %	水回り設備及び金属製建材の販売
株式会社LIXILトータル販売	75 百万円	100 %	金属製建材の販売
LIXIL Europe S.à r.l.	57,143 千ユーロ	100 %	水回り設備の製造及び販売
ASD Holding Corp.	412,957 千USドル	100 %	水回り設備の製造及び販売
LIXIL Vietnam Corporation	743,386 百万ベトナムドン	100 %	水回り設備の製造及び販売
TOSTEM THAI Co., Ltd.	2,767 百万タイバーツ	100 %	金属製建材の製造及び販売
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	274,417 千USドル	100 %	アジア海外子会社の中間持株会社
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	40,700 千USドル	100 %	金属製建材及び住宅タイルの製造及び販売
驥住通世泰建材（大連）有限公司	43,500 千USドル	100 %	木質内装建材の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含めています。  
 2. 当社の連結子会社は136社となっています。

(10) 主要な拠点等

会社名	名称・所在地	
株式会社LIXIL (当社)	本 営 業 所	東京都品川区西品川一丁目1番1号 大崎ガーデンタワー LHT北海道支社 LHT東北支社 (宮城県) LHT北関東支社 (栃木県) LHT甲信越支社 (長野県) LHT埼玉支社 LHT千葉支社 LHT東京支社 LHT神奈川支社 LHT中部支社 (愛知県) LHT北陸支社 (石川県) LHT大阪支社 LHT京滋支社 (京都府) LHT兵庫支社 LHT中国支社 (広島県) LHT四国支社 (香川県) LHT九州支社 (福岡県) LIXILショールーム東京
	工 場	須賀川工場 (福島県) 岩井工場 (茨城県) 石下工場 (茨城県) 小矢部工場 (富山県) 榎戸工場 (愛知県) 上野緑工場 (三重県) 有明工場 (熊本県)
	その他の事業所	常滑ビル (愛知県)
株式会社LIXILトータルサービス	本 店	東京都墨田区
株式会社LIXILトータル販売	本 店	東京都品川区
LIXIL Europe S.à r.l.	本 店	ルクセンブルク
ASD Holding Corp.	本 店	アメリカ
LIXIL Vietnam Corporation	工 場	ベトナム
TOSTEM THAI Co., Ltd.	工 場	タイ
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	本 店	シンガポール
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	工 場	ベトナム
麗住通世泰建材（大連）有限公司	工 場	中国

## (11) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減
ウォーターテクノロジー事業	28,606名	502名減
ハウジングテクノロジー事業	18,823名	181名減
全社共通部門	1,231名	33名増
合計	48,660名	650名減

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマー、臨時雇用者数は含めていません。  
 2. 全社共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

## (12) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	115,182 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	94,504 百万円
株式会社みずほ銀行	57,939 百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,500 百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000 百万円

## (13) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、期間収益並びにキャッシュフロー、内部留保、財務体質等の経営全般にわたる諸要素を総合的に判断の上、利益配分を決定することを方針としております。当社は、その時点でのキャッシュフローの状況を勘案し、財務体質の強化に加え、競争力強化を目的とした設備投資（新商品開発、合理化、IT投資等を含む）等の成長投資を優先することを前提に内部留保の使途を決定いたします。株主還元については、長期にわたり安定した配当を実施することを基本とし、中期的なEBITDAの水準に基づき、年間配当金額を決定するとともに、自己株式の取得は機動的に行うことの方針としております。

(注) 安定的・継続的に創出可能と判断したEBITDA：事業利益 + 減価償却費（IFRSにおけるリース会計適用による現金の流出を伴う減価償却費の計上額を補正）

当連結会計年度については期末配当金を1株につき45円（中間配当金を含め年90円配当）としました。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 287,274,386株 (自己株式66,074株を除く)
- ③ 1単元の株式数 100株
- ④ 資本金 68,654,059,031円
- ⑤ 株主の総数 208,427名
- ⑥ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	※ 47,335 千株	16.48 %
株式会社日本カストディ銀行信託口	※ 11,958 千株	4.16 %
LIXIL従業員持株会	8,185 千株	2.85 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	5,353 千株	1.86 %
JPモルガン証券株式会社	4,720 千株	1.64 %
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	3,824 千株	1.33 %
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,672 千株	1.28 %
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,337 千株	1.16 %
LIXIL取引先持株会	3,262 千株	1.14 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,054 千株	1.06 %

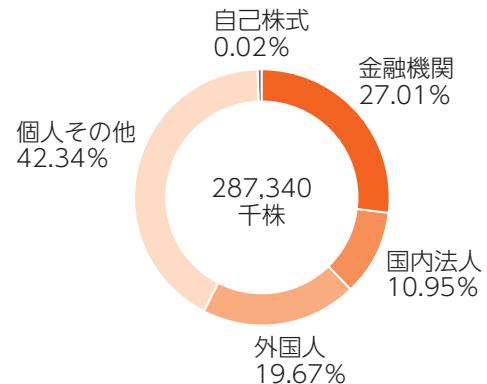
(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

2. ※印は全て信託業務に係るものです。

## ⑦ 所有者別株式分布状況

区分	持株数	持株比率
金融機関	77,619 千株	27.01 %
国内法人	31,463 千株	10.95 %
外国人	56,518 千株	19.67 %
個人その他	121,672 千株	42.34 %
自己株式	66 千株	0.02 %
<b>合計</b>	<b>287,340 千株</b>	<b>100.00 %</b>

(注) 持株比率は、自己株式を含めて計算しています。



## ⑧ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年2月16日の報酬委員会において、執行役が在任期間にわたり株主との利害共有を深め、中長期的な企業価値創造に勤しむことを促すために、2023年4月から執行役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年5月15日に普通株式128,670株を発行しています。当社の役員に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は次のとおりです。

役員区分	株式数	割当対象者数
※執行役	128,670株	7名

(注) 1. ※印には、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。

2. 当社の譲渡制限付株式報酬制度の内容については、「2. 会社の現況に関する事項 (2)会社役員に関する事項 ③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」に記載しています。

## ⑨ その他株式に関する重要な事項

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて、次のとおり決議しました。

払込期日 2025年5月16日

発行する株式の種類及び数 当社普通株式 149,905株

発行価額 1株につき1,772円

発行価額の総額 265,631,660円

割当予定先 ※当社の執行役 7名 149,905株

その他 本新株発行については、金融商品取引法に基づき臨時報告書を提出しています。

(注) ※印には、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名			担当	重要な兼職の状況
取 締 役	瀬 戸 欣 哉				
取 締 役	ファ ジン ソン モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)				ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
取 締 役	青 木 淳			報酬委員 (委員長) 指名委員 ガバナンス委員	株式会社淳風満帆 代表取締役 フィデアホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	石 塚 茂 樹			監査委員 報酬委員 ガバナンス委員	丸紅株式会社 社外取締役
取 締 役	大 堀 龍 介			指名委員 監査委員 ガバナンス委員	
取 締 役	金 野 志 保			監査委員 ガバナンス委員	金野志保はばたき法律事務所 弁護士 株式会社メルカリ 社外取締役
取 締 役	田 村 真 由 美			監査委員 ガバナンス委員	清水建設株式会社 社外取締役 協和キリン株式会社 社外監査役
取 締 役 取締役会議長	西 浦 裕 二			指名委員 報酬委員 ガバナンス委員	
取 締 役	濱 口 大 輔			監査委員 (委員長) ガバナンス委員 (委員長)	
取 締 役	綿 引 万 里 子			指名委員 (委員長) 報酬委員 ガバナンス委員	岡村綜合法律事務所 弁護士 株式会社AINホールディングス 社外取締役

(注) 1. 瀬戸欣哉及びファジンソンモンテサーノの両氏は執行役を兼務しています。

2. 青木淳、石塚茂樹、大堀龍介、金野志保、田村真由美、西浦裕二、濱口大輔及び綿引万里子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は青木淳、石塚茂樹、大堀龍介、金野志保、田村真由美、西浦裕二、濱口大輔及び綿引万里子の各氏を当社が上場している国内の証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、当該証券取引所に対して届け出ています。

3. 監査委員の大堀龍介氏は、アセット・マネジメント企業の運用・調査責任者を長年にわたり経験しており、田村真由美氏は、グローバル企業を含む複数の企業において最高財務責任者（CFO）を務めた経験があることから、両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

4. 当社は、監査委員会の独立性と透明性・公正性を高めるため、監査委員の全員を社外取締役（非常勤）としており、監査委員会の主導により、当社及び当社子会社の内部監査部門並びに子会社監査役及び会計監査人等と密接な連携を保ち、実効性の高い監査を実施しています。また、監査委員会室を設置して、監査委員会の活動を補助しています。

5. 金野志保氏は、2024年9月25日付で株式会社メルカリの社外取締役に、綿引万里子氏は、2024年7月30日付で株式会社AINホールディングスの社外取締役に、それぞれ就任しました。

6. 金野志保氏は、2024年6月22日をもって、マネックスグループ株式会社の社外取締役を退任しました。

② 執行役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
執行役社長 (代表執行役)	瀬戸 欣哉	CEO	
執行役専務 (代表執行役)	ファジンソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	人事・広報・渉外・Impact戦略担当兼 Chief People Officer	ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
執行役専務	金澤祐悟	Marketing・Digital担当兼 Chief Digital Officer	
執行役専務	ビジョイ・モハン (Bijoy Mohan)	LIXIL International担当	
執行役専務	吉田聰	LIXIL Housing Technology 担当	
執行役専務	大西博之	LIXIL Water Technology Japan担当	
執行役専務	君嶋祥子	法務・Compliance・内部監査担当兼 Chief Legal and Compliance Officer	日野自動車株式会社 社外取締役
執行役専務	藤田真理子	経理・財務・IR担当 兼 CFO	

(注) 1. 2024年3月31日取締役会決議において、瀬戸欣哉及びファジンソン・モンテサーノの両氏は代表執行役に選定され、2024年4月1日付で就任しました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、2024年4月1日付で就任しました。

2. 2024年9月1日付で、藤田真理子氏の担当を経理・財務・M&A・IR担当兼 CFOから経理・財務・IR担当兼 CFOに変更しています。

3. 君嶋祥子氏は、2025年3月31日をもって、執行役専務を任期満了により退任しました。

## 【ご参考】執行役の状況（2025年4月1日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
執行役社長 (代表執行役)	瀬戸 欣哉	CEO	
執行役専務 (代表執行役)	ファジンソンモンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	Chief People Officer, 人事・広報・渉外・Impact戦略担当	ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
執行役専務	金澤祐悟	Chief Digital Officer, Digital・CX担当	
執行役専務	ビジョイモハン (Bijoy Mohan)	LIXIL International担当	
執行役専務	吉田聰	LIXIL Housing Technology担当	
執行役専務	大西博之	LIXIL Water Technology Japan担当	
執行役専務	藤田真理子	CFO, 経理・財務・IR・Risk Management担当	
執行役専務	キムハンスル (Hanseul Kim)	Chief Transformation Officer, Corporate Transformation・M&A担当	

(注) 1. 2025年3月31日取締役会決議において、瀬戸欣哉及びファジンソンモンテサーノの両氏は代表執行役に選定され、2025年4月1日付で就任しました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、2025年4月1日付で就任しました。

2. キムハンスル氏は、2025年4月1日付で、執行役専務に就任しました。

### ③ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社として、全委員が社外取締役で構成されている報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等に関する方針を決定しています。

#### (イ) 報酬委員の職務

当社の報酬委員会規則に基づき、以下の職務を行います。

- ・取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）に係る方針の決定
- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定

#### (ロ) 報酬委員会の構成

2024年の定時株主総会後、2025年の定時株主総会までの報酬委員会は、2024年の定時株主総会後の取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員4名で構成されています。全委員が社外取締役です。

委員長：青木 淳

委 員：石塚 茂樹、西浦 裕二、綿引 万里子

#### (ハ) 当該事業年度の報酬委員会の開催回数と出席率

2025年3月期に報酬委員会を11回開催しました。2024年の定時株主総会後の取締役会の決議によって選定された全委員の出席率は100%です。なお、2024年の定時株主総会後の取締役会前から委員である3名（青木委員長、西浦委員、綿引委員）は11回の全ての報酬委員会に出席し、当該取締役会から委員となった1名（石塚委員）は、当該取締役会以降に開催された9回の全ての報酬委員会に出席しています。

#### (二) 当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

- ・方針の決定の方法：報酬委員会では、投資家、外部専門機関並びに当社の取締役及び執行役からの役員報酬に対する意見等を公平公正にヒアリング及び調査をし、それらを踏まえて審議を行い、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬基本方針、報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスを決定し、取締役会に報告しています。また、報酬委員会の決定内容は、当社の報酬委員会規則と取締役・執行役報酬規則において仔細にわたり明文化して管理し、取締役及び執行役のほか、当社の役員報酬に係る部門がいつでも参照できるようにしています。

・方針の内容の概要：以下に記載の【報酬基本方針】を決定のうえ、当該基本方針に則り【報酬体系】～【各種手当】に記載のとおり、報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスの方針の内容を定めています。なお、執行役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度のほか、業績目標やESGに関する取組み課題等を踏まえて報酬水準及び報酬ミックスを決定しています。特に中長期視点での企業価値向上への貢献が大きく期待される執行役については、総報酬に占める株価連動報酬の比率を高める等の対応をしています。

(ホ) 当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該事業年度の報酬決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由  
当社の当該事業年度の個人別の報酬等の設定額の決定及び支給額の算定においては、上記（二）に記載の方針に則り、報酬委員会での審議を経て客觀性・透明性ある手続きに従い決定していることから、報酬決定方針に沿うものであると判断しました。

#### (ハ) 活動概況

報酬体系・報酬制度の大枠は維持した上で、下表のとおり審議・決議等を行いました。

開催年月	主な内容
2024年6月	・2025年3月期の取締役の報酬等の決定方針及び個別報酬を決議
7月	・役員報酬制度の全般における課題を審議し、報酬委員会の年間計画を策定
8月～10月	・2026年3月期以降を見据えた役員報酬制度の改定方針を審議
11月～ 2025年1月	・執行役の報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスについて外部専門機関の調査に基づく指標や助言を踏まえて審議 ・CEOへ各執行役に関する期待役割や評価等をヒアリング ・2026年3月期の執行役の報酬等の決定方針及び個別報酬を審議 ・2026年3月期の取締役の報酬等の決定方針を審議
2月～3月	・2025年定時株主総会後に、取締役の株価運動報酬として、ファントムストック制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議 ・2026年3月期の執行役の報酬等の決定方針及び個別報酬を決議
4月	・2025年3月期の執行役の業績運動報酬の支給額の見込みと算定方法の調整有無を審議 ・執行役の譲渡制限付株式報酬としての株式割当を行うための金銭報酬債権の額を決議
5月	・2025年3月期の執行役の業績運動報酬の支給額を決議 ・2026年3月期の執行役の業績運動報酬の業績目標項目の数値を確認 ・株主総会後の報酬委員会への申し送り事項を確認

#### 【報酬基本方針】

取締役及び執行役の報酬については、以下に定める基本方針に従い決定します。

- (イ) 短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する。
- (ロ) 事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する。
- (ハ) 株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって決定する。
- (ニ) 報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の調査に基づく客観的指標や外部専門機関の助言を踏まえて検討する。
- (ホ) 個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する。

## 【報酬体系】

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系です。取締役が執行役を兼務する場合、執行役の報酬制度を適用します。

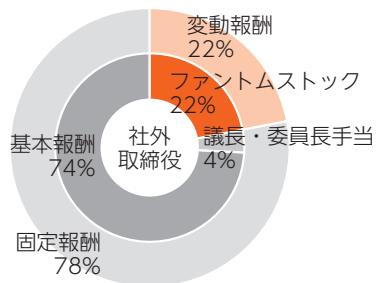
### 【取締役の報酬制度】

取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、取締役の報酬制度は基本報酬と株価連動報酬により構成しています。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当（以下「議長・委員長手当」）を支給します。なお、執行役を兼務しない社内取締役の報酬については、常勤・非常勤の別、その業務の内容、職責等に応じて、株価連動報酬の付与の有無を含め、個別に決定します。

取締役の基本報酬の支給時期の決定方針、株価連動報酬の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】及び【株価連動報酬Ⅱ ファントムストック制度】に記載しています。議長・委員長手当は定められた年間の支給額を12か月分に分割のうえ、月次で支給します。

### [ 取締役の報酬ミックス ]

下図は、社外取締役の2025年3月期の報酬の中央値です。ファントムストックは基準額に基づく割合を表記しています。



## 【執行役の報酬制度】

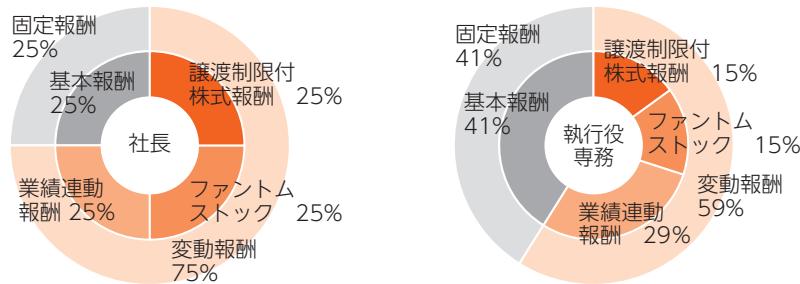
執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保に資すること、業績結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針のもと、基本報酬、業績連動報酬及び株価連動報酬により構成しています。

また、執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。

執行役の基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬及び各種手当の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】、【業績連動報酬】、【株価連動報酬 I 譲渡制限付株式報酬制度】、【株価連動報酬 II ファントムストック制度】及び【各種手当】に記載しています。

### [ 執行役の報酬ミックス ]

下図は、執行役の2025年3月期の報酬ミックスです。執行役専務の報酬は中央値です。業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及びファントムストックは基準額に基づく割合を表記しています。



## 【基本報酬】

社外取締役の基本報酬は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、国内企業における上位グループの水準を参考情報として参照しながら、当社における社外取締役の役割を踏まえて決定しています。なお、執行役を兼務しない社内取締役の基本報酬については、常勤・非常勤の別、その業務の内容、職責等に応じて、個別に決定します。

執行役の基本報酬は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、事業規模が同水準の国内外企業の報酬水準を参考情報として参照しながら、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しています。なお、Purpose (存在意義) の実現に向けて、グローバルに様々な業界から経営人材を獲得する重要性に鑑み、報酬水準の参考先としては事業規模が同水準の企業を幅広く参照しています。

取締役と執行役の基本報酬は、定められた年間の支給額を12か月分に分割のうえ、月次で支給します。

## 【業績連動報酬】

業績連動報酬において重要なことは、執行役の取組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行ったうえで決定します。

なお、非業務執行の取締役については、業績連動報酬を支給しません。

### (イ) 算定対象期間と支給時期

業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しています。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から1か月以内に1回で支給するものとしています。

### (ロ) 計算式

執行役が一丸となり単年の経営目標へ取り組み、その業績結果に応じて公平・公正に報いられることを実現するため、全社業績目標を支給率算定の基礎として、下図の計算式に従い算定します。

$$\text{業績連動報酬 支給額} = \text{業績連動報酬の基準額} \times \text{業績目標達成度に応じた支給率}$$

(下記 (ハ))

(下記 (二) 及び (ホ))

### (ハ) 業績連動報酬の基準額

算定対象期間における基準額は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、外部専門機関による役員報酬に関する調査結果に基づき、事業規模が同水準の国内外企業との報酬水準比較をしたうえで、対象役員の職責等に応じて、基本報酬に対する一定の割合として報酬委員会により個別に決定しています。

## (二) 業績目標達成度

業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績予想の数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用します。業績目標が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出します。

当該事業年度の業績目標項目は、重要な経営目標の一つとしている資本効率の改善の指標である投下資本利益率（以下「ROIC」）に加えて、事業管理指標である事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（以下「当期利益」）としました。

業績目標項目	業績目標全体に占める割合	目標	実績	業績目標達成度 (実績/目標×100)	業績目標達成度 × 各業績目標項目が目標全体に占める割合
ROIC	40%	1.4%	1.7%	121.43%	48.57%
事業利益	30%	35,000 百万円	31,337 百万円	89.53%	26.86%
当期利益	30%	8,000 百万円	2,001 百万円	25.01%	7.50%
全項目の業績目標達成度	—	—	—	—	82.94%

$$\text{全項目の業績目標達成度} = \text{ROICの達成度} \times 0.4 + \text{事業利益の達成度} \times 0.3 + \text{当期利益の達成度} \times 0.3$$

なお、ROICと事業利益は下記の計算方法で算出しました。

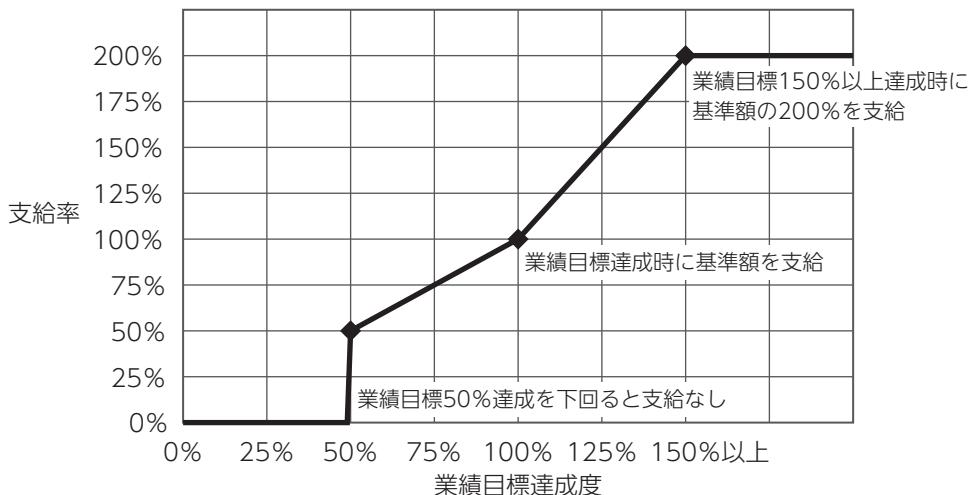
$$\begin{aligned} \text{ROIC} &= \text{営業利益} \times (1 - \text{実効税率}) \div \{\text{営業債権及びその他の債権} + \text{棚卸資産} \\ &\quad + \text{固定資産 (のれん等無形含む)} - \text{営業債務及びその他の債務}\} \\ \text{事業利益} &= \text{売上収益} - (\text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}) \end{aligned}$$

(ホ) 業績目標達成度と支給率の関係

上記（二）で算出された全項目の業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下のとおりに設定しています。当該事業年度の業績達成度に基づく支給率は82.9%です。

なお、上記（二）～（ホ）の計算の最終段階にあたる支給率の算定期点において小数点第2位以下を四捨五入します。

業績目標達成度	支給率
50%未満の場合	0%
50%以上100%未満の場合	業績目標達成度と同じ
100%以上150%未満の場合	{(業績目標達成度-100) × 2 + 100} %
150%以上の場合	200%



#### (ヘ) 業績連動報酬の算出方法の調整

報酬委員会は、算定対象期間に発生した事象の業績に与える影響を総合的に考慮し、業績連動報酬の算出方法の調整の有無を決定できることとしています。

#### 【株価連動報酬】

株価連動報酬は、取締役及び執行役が、株主との利害共有を深め、中長期的な企業価値向上に勤しむことを促すために導入しています。2025年の定時株主総会までは、2024年3月期から執行役に対して導入している譲渡制限付株式報酬制度と、2020年3月期から取締役及び執行役に対して導入している株価連動型金銭報酬制度であるファントムストック制度で構成しています。2025年の定時株主総会後に取締役の報酬制度として、ファントムストック制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度を導入することにより、2025年の定時株主総会後は、取締役及び執行役の譲渡制限付株式報酬制度と、執行役のファントムストック制度で構成します。なお、執行役の譲渡制限付株式報酬制度とファントムストック制度の株価連動報酬全体に占める割合は、原則としてそれぞれ50%です。

#### 【株価連動報酬Ⅰ 譲渡制限付株式報酬制度】

譲渡制限付株式報酬制度の対象となる執行役については、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。国内非居住者については、本報告書の【株価連動報酬Ⅱ ファントムストック制度】に記載のファントムストック制度を適用します。なお、【株価連動報酬】に記載のとおり、2025年の定時株主総会後に、取締役の報酬制度として、ファントムストック制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度を導入します。

##### (イ) 割当日

各事業年度において、原則、役員の就任日から2か月以内に割り当てます。執行役に対する2025年3月期における割当日は2024年5月15日で、2026年3月期における割当日は2025年5月16日です。

## (口) 割当株数

取締役に割り当てられる譲渡制限付株式の株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、取締役の職責等を踏まえて設定された基準額を、就任日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。執行役に割り当てられる譲渡制限付株式の株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、外部専門機関による役員報酬に関する調査結果に基づき、事業規模が同水準の国内外企業との報酬水準比較をしたうえで、対象役員の職責等に応じて個別に設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、就任日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。なお、算定に適用する株価は、就任日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。これは、当社の株価連動報酬を構成するもう一つの制度であるファントムストック制度における付与株数を計算する際に用いる株価と同じであり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。ただし、当該平均値について取締役会において役員に特に有利な金額となる懸念があると判断した場合には、取締役会が譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を決議する前日の当社株価終値を適用します。

2025年3月期の割当株数は、社長が基本報酬の100%、執行役専務（中央値）が基本報酬の35.8%に相当する株数でした。

## (ハ) 譲渡制限期間

譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」）は、割当日から割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任するまでの期間です。本譲渡制限期間中、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」）。

## (二) 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間の開始日以降、取締役に関しては最初に到来する当社の定時株主総会まで継続して当社の取締役の地位にあったこと、執行役に関しては最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して当社の執行役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、取締役が最初に到来する当社の定時株主総会の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合や、執行役が最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、役員の就任日を含む月から割当対象者が当社の当該取締役又は当該執行役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

(ホ) 謾渡制限付株式の無償取得

割当対象者が、本謹渡制限期間の開始日以降、当社の取締役及び執行役の地位から退任した場合において上記（二）の謹渡制限の解除事由の定めに基づき謹渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、本謹渡制限期間の満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。その他、割当対象者が禁固以上の刑に処せられることが確定した場合等においても、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

(ヘ) 組織再編等における取扱い

本割当株式につき本謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とする）で承認された場合には、報酬委員会決議により、役員の就任日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る謹渡制限を解除するものとします。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において謹渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものとします。

**【株価連動報酬Ⅱ ファントムストック制度】**

ファントムストック制度は金銭報酬の形式ですが、実質的には謹渡制限付株式報酬制度等と同様に、株価の変動に応じて報酬額が増減する仕組みとなっており、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しています。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数と擬似株（以下「ファントムストック」）の株数を掲載しています。

(イ) 付与日

各事業年度において、原則、取締役は定時株主総会日に、執行役は事業年度開始日にファントムストックが付与されます。

## (口) 付与株数

取締役に付与されるファントムストックの株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、社外取締役の職責等を踏まえて設定された基準額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。（【株価連動報酬】に記載のとおり、2025年の定時株主総会後は、取締役の報酬制度として、ファントムストック制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、2025年の定時株主総会後の取締役へのファントムストックの付与はありません）執行役に付与されるファントムストックの株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、外部専門機関による役員報酬に関する調査結果に基づき、事業規模が同水準の国内外企業との報酬水準比較をしたうえで、対象役員の職責等に応じて個別に設定された係数を年間の基本報酬に乘じることにより算定される基準額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。なお、算定に適用する株価は、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。

当該制度において適用された付与時株価のうち、当該事業年度以降の会計上に係る株価は、2022年4月1日付の執行役における2,397円、2023年4月1日付の執行役における2,204円、2023年6月21日付の取締役における1,905円、2024年4月1日付の執行役における1,923円、2024年6月19日付の取締役における1,743円及び2025年4月1日付の執行役における1,772円です。

2025年3月期の付与株数は、社長が基本報酬の100%、執行役専務（中央値）が基本報酬の37.5%に相当する株数でした。2025年4月1日時点で累積されているファントムストックの保有株数は、社長が192,261株です。

## (ハ) ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下「保有期間」）

取締役の保有期間については、企業価値向上へ取り組む役割と、経営を監視・監督する役割を鑑み、法定任期に合わせて1年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から3年としています。なお、役員は、ファントムストックの保有期間において、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず、又は承継させないものとしています。

## (二) 確定精算

ファンタムストックの保有期間が満了した時点において、役員の全保有株数について、確定精算を行います。ただし、取締役会が正当と認める理由により、ファンタムストックの付与日以降、取締役が最初に到来する当社の定時株主総会の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合や、執行役が最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、役員の就任日を含む月から役員が当社の当該取締役又は当該執行役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該時点において役員が保有するファンタムストックの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）のファンタムストックにつき、役員が退任した時点をもって、これに係る確定精算をするものとします。

### (ホ) 確定精算額

確定精算額は、確定精算日における役員のファンタムストックの保有株数に、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定します。ただし、確定精算額は基準額の500%が上限です。なお、算定に適用する株価は、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。また、確定精算額が確定した後、1か月以内に支給します。

当該制度において適用された確定精算時株価のうち、当該事業年度以降の会計計上に係る株価は、2024年4月1日付の執行役における1,923円、2024年6月19日付の取締役における1,743円及び2025年4月1日付の執行役における1,772円です。

### (ヘ) 権利の消滅

役員が、ファンタムストックの付与日以降、当社の取締役及び執行役の地位から退任した場合において上記（二）の確定精算事由の定めに基づき確定精算されていないファンタムストックがある場合には、当該事由に掲げる時点をもって、本権利は消滅するものとします。その他、役員が禁固以上の刑に処せられることが確定した場合等においても、本権利は消滅するものとします。

#### (ト) 組織再編等における取扱い

ファントムストックにつき保有期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とする）で承認された場合には、報酬委員会決議により、役員の就任日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該承認の日において役員が保有するファントムストックの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）のファントムストックにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本権利が確定するものとします。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において確定されていないファントムストックの権利は消滅するものとします。

#### 【株式保有ガイドライン】

執行役は在任期間にわたり以下の金額に相当する数以上の自社株式の保有に努めるものとしています。

代表執行役：基本報酬の額の3倍、その他の執行役：基本報酬の額の1倍

#### 【マルス・クローバック条項】

業績運動報酬及び株価運動報酬において、当社に重大な会計上の誤りがあった場合や対象者に重大違反行為等があったと取締役会が判断した場合には、報酬委員会が当該事由に基づき、権利確定前の報酬の減額、消滅及び権利確定後の報酬の返還を決定できるものとしています。

#### 【各種手当】

執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、又はその他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。ただし、その支給期間は原則として就任から3年間です。なお、支給時期については、定められた年間の支給額を12か月に分割のうえ月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

#### ④ 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりです。「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【報酬基本方針】～【各種手当】に記載の報酬等の決定方針に基づき報酬委員会において決定されたとおりに支給されています。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる役員の員数 (名)	
		基本報酬	業績連動報酬	株価連動報酬		その他		
				ファンタムストック	譲渡制限付株式報酬			
取締役 (社外取締役を除く)	9 (9)	9 (9)	—	—	—	0 (0)	1	
社外取締役	181 (181)	144 (144)	—	37 (37)	—	—	9	
執行役	1,534 (1,437)	608 (511)	335 (335)	322 (322)	247 (247)	22 (22)	8	
合計	1,724 (1,627)	761 (664)	335 (335)	359 (359)	247 (247)	22 (22)	18	

(注) 1. 日本基準による金額です。

- 上記の報酬等の総額は連結報酬等（当社及び当子会社が負担する報酬等の合計額）として記載しています。括弧内の金額が、当社が負担する報酬等の総額です。
- 執行役を兼務する取締役に対しては、執行役としての報酬等を支払っています。
- 社外取締役の基本報酬の額には「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【取締役の報酬制度】に記載のとおり、議長・委員長手当が含まれています。
- 業績連動報酬及び株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。

#### ⑤ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役の全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号に定める費用（弁護士費用等の防御費用）を法定の範囲内において当社が補償することとしています。ただし、補償額には上限を設けるとともに、補償の実施等の決定は取締役会の審議により行うとすることにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

## ⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、専務役員、常務役員等を含む主要な業務執行者を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が違法に得た私的利息又は便宜供与等に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

## ⑦ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役青木淳氏は、株式会社淳風満帆の代表取締役及びフィデアホールディングス株式会社の社外取締役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役石塚茂樹氏は、丸紅株式会社の社外取締役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役金野志保氏は、金野志保はばたき法律事務所の弁護士及び株式会社メルカリの社外取締役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役田村真由美氏は、清水建設株式会社の社外取締役及び協和キリン株式会社の社外監査役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役綿引万里子氏は、岡村綜合法律事務所所属の弁護士及び株式会社AINホールディングスの社外取締役です。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役 青 木 淳		<p>当事業年度開催の取締役会17回、報酬委員会11回及び指名委員会16回の全てにそれぞれ出席し、一級建築士としての建築等の技術に関する知見、グローバル企業におけるダイバーシティ＆インクルージョンに関する深い知見、企業経営の実務経験等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、M&amp;Aや資本政策等の重要な意思決定、人的資本経営の推進状況の監督に際して、本質を捉えた指摘や助言等を行っています。指名委員会においては、社外取締役の交代計画やCEO後継者計画の推進等に貢献しています。特に、当事業年度は報酬委員会の委員長として、執行役の報酬決定プロセスを合理性の高いものへと再構築し、さらに取締役に対して、株主との利害共有の深化と中長期的な企業価値向上に資する監督機能を高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入する等、経営戦略の実現に適う役員報酬制度への見直しに貢献しています。</p>
取 締 役 石 塚 茂 樹		<p>当事業年度開催の取締役会17回、監査委員会14回及び2024年6月19日の報酬委員就任後に開催の報酬委員会9回の全てにそれぞれ出席し、グローバルに事業を展開する企業での長年にわたる経営実務経験及び製造・技術開発・品質管理に関する高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題の効果的な監督を行う観点から、積極的に改善提案を行うとともに、中長期の成長戦略・経営課題解決に向けた戦略・施策の監督に際して、本質を捉えた指摘や助言等を積極的に行っています。監査委員会においては、情報セキュリティ及び品質管理の強化等に貢献している他、グローバル製造企業での知見・経験を活かし、国外の製造・販売拠点等の実地往査も行うことにより、監査委員会の実効性向上に貢献しています。また、報酬委員会においては、中長期の成長の実現に向けて、適切なインセンティブ機能が働く役員報酬制度の設計等に貢献しています。</p>

区分	氏名	主な活動状況
取締役 大堀龍介		<p>2024年6月19日開催の定時株主総会で選任され、同日就任後に開催された取締役会14回、指名委員会14回及び監査委員会9回の全てにそれぞれ出席し、大手金融機関でのアナリスト及び外資系運用会社の運用責任者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、資本政策や経営方針の検討、株式市場の対話方針等の重要なテーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行ってています。指名委員会においては、取締役会の構成に関する評価の実行、CEO後継者計画の推進等の重点実施事項について、新任の指名委員として積極的に改善提案・リスクの提言等を行い、委員会の実効性向上に貢献しました。監査委員会においては、当社の対外開示の取組みに係る監査を主に担い、リスク情報の適切な把握・開示に向けた執行側との連携強化等に貢献しています。</p>
取締役 金野志保		<p>当事業年度開催の取締役会17回及び監査委員会14回の全てにそれぞれ出席し、弁護士業務を通じて得たコーポレート・ガバナンスやダイバーシティに関する深い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、コーポレート・ガバナンスに係る重要な視座の提供及びダイバーシティ＆インクルージョンに基づく人事施策の浸透状況への提言等を行っています。監査委員会においては、内部監査部門の体制強化に向けた視座の提供、法務・コンプライアンスの観点からのリスクの把握等に貢献しています。</p>
取締役 田村真由美		<p>当事業年度開催の取締役会17回及び監査委員会14回の全てにそれぞれ出席し、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と財務・会計に係る高い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、重要なM&amp;Aの決定や構造改革の実行等の重要な報告・審議に際して、本質を捉えた指摘や助言等を行っています。監査委員会においては、組織監査体制の充実に向けた提案や早期の課題の発見、会計監査人との情報交換等に貢献しています。</p>

区分	氏名	主な活動状況
取締役 取締役会議長	西浦裕二	<p>当事業年度開催の取締役会17回、指名委員会16回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、複数企業での経営実績や多くの企業再生案件でのコーポレート・ガバナンス再構築に係る豊富な知見及び経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、取締役会議長として、取締役会実効性評価における重点取組みテーマとして設定した「確立した監督体制の定着と具体化」をより一層進めるべく、議案設定・運営体制等の見直しを聖域なく行い、取締役会の実効性向上を主導しています。また、取締役会での審議の実効性をより高める観点から、拠点視察や研修機会の提供等の仕組みの整備も継続的に進めています。</p> <p>指名委員会及び報酬委員会の活動においては、各委員会と取締役会や執行側との間の適切な調整の役割を担い、社外取締役の交代計画、CEO後継者計画等の重要な施策の速やかな推進に貢献しています。</p>
取締役 濱口大輔		<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち15回、監査委員会14回の全てに出席し、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことにより培ったコーポレート・ガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、資本政策や経営方針の検討等の重要テーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行ってています。監査委員会の活動においては、委員長として指名委員会等設置会社における適切な組織監査の在り方の検討、実地往査も含む組織監査として有効な監査計画の立案等を主導し、組織監査の推進に貢献しています。</p>
取締役 綿引万里子		<p>当事業年度開催の取締役会17回、指名委員会16回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高等裁判所の長官としての組織運営の経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。</p> <p>加えて、取締役会においては、人材育成・開発、労務等に関する専門性を活かして、当社グループにおける人材育成や多様性に関する方針等に係る重要な視座の提供等を行うとともに、経営方針の決定やM&amp;A等の重要な決定の際には、重大なリスクの存在有無に関して積極的な監督をしています。指名委員会及び報酬委員会においては、中長期的な企業価値の向上を見据えた施策の実行を行い、コーポレート・ガバナンスの質的な向上に資する取組みに貢献しています。特に、指名委員会の委員長として、社外取締役の交代計画、CEO後継者計画等の重要施策を推進するにあたり、取締役・執行役等の社内情報のみならず、多様なステークホルダーの視点も踏まえて、プロセスの妥当性を検討する等、指名委員会全体の実効性向上を主導しています。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

### (社外取締役の責任限定契約)

社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

## 二. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	9名	181百万円

### (3) 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき監査証明業務に係る報酬等の額	417百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	477百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。  
 2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。  
 3. 当社の重要な子会社のうち、LIXIL Europe S.à r.l.、ASD Holding Corp.、LIXIL Vietnam Corporation、TOSTEM THAI Co., Ltd.、LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.、LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.及び驪住通世泰建材（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

### ③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務です。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人においてその職務遂行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、方針として解任又は不再任とすることを定めています。

#### (4)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

##### ① 業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりです。なお、これらについては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

イ. 当社の執行役及び従業員並びに当社グループ各社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ各社」といい、当社と総称して「当社グループ」という）は、当社グループ共通の倫理規程として行動指針を定め、当社グループの役員・従業員に発信するとともに、定期的に見直しを図りながら、年1回の研修及び遵守の誓約を行う。

当社グループは、当社グループの役員・従業員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

ロ. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、執行役会及び執行役会の下部機関として設置された各種委員会の資料及び議事録、執行役又は執行役より権限を委譲された当社従業員による決裁の記録等の執行役の職務の執行に係る情報を適切に保存する。

取締役は、社内規程に基づき、常時、これらの情報を閲覧できる。

これらの情報は、文書管理に関する社内規程、情報セキュリティに関する社内規程、個人情報保護に関する社内規程等に基づき管理する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、リスクマネジメントに関する社内規程を定め、事業活動に影響を与える可能性のあるリスクを適切に管理し、有事において当社グループの損失を極小化するために必要な体制を構築する。

事業活動に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては戦略リスクとオペレーションリスクに分類し、経営方針、事業戦略やインパクト戦略などの中長期的な視点やステークホルダーの視点などを幅広く捉えたフレームワークとなるよう、各関係部門との連携を図り、重要課題の目標達成を阻害する可能性のあるリスクを特定・評価することで、対応すべきリスクの優先順位を決定する。

当社グループ各社については、リスクマネジメント担当部署がそれぞれの対応状況に応じた適切な支援を行うことにより、グループ全体のリスクマネジメントの品質を確保する。

また、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会は、当社グループの事業目的の達成における機会又は脅威となりうる不確実な事象についての対策要否や担当部門の検証等を行い、それら検証結果を必要に応じて執行役会、取締役会又はその他の機関に報告し、具体的な対策についてグループとして適時に決定できる体制を整える。

## 二. 当社の執行役及び当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役の担当領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を当該執行役に委譲する。

また、全執行役が出席する執行役会を定期的に開催し、当社グループの業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

さらに、執行役会の下部機関として、職務の分掌による各担当執行役が委員長を務める各種委員会等を設置し、各専門分野について実質的議論を行い、経営判断の効率化と適正化を図る。グループ全体に影響を及ぼす可能性のある重要な投資案件やM&A・組織再編案件については、投資審査委員会や関連するその他の会議体において審査し、サステナビリティ関連の経営課題については、インパクト戦略委員会や関連するその他の委員会において、戦略的・機動的の意思決定を図る。

当社は、当社グループ各社に対し、経営の基本方針を共有するとともに、当社グループ各社の業務執行の決定における当社の承認又は当社への報告を要する事項を明確化することにより、当社グループ各社の取締役等の職務執行の効率性を確保する。

### ホ. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループ各社における重要事項について、当社の承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を関係会社のガバナンスに関する社内規程において定め、当社グループにおいて周知徹底する。

また、当社グループ各社のうち主要な子会社について、当社執行役への定期的な事業状況の報告を求める体制を整備し、当社グループにおける業務の適正を確保する。

### ヘ. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会室を設置し、監査委員会室は、監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会又は監査委員からの指示に従い、その職務を行う。

また、当社グループの監査を支える体制の充実及び当社グループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する専任監査役を国内主要子会社に配置する。

なお、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

### ト. 前号の従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会室に所属する当社従業員及び専任監査役の任命、人事異動及び人事評価等については、事前に当社人事部門長と協議の上、監査委員会において決議する。

また、当該従業員に対する監査委員会又は監査委員からの指示について、当社グループの各部門はその指示の実効性が確保されるよう適切に対処する。

チ. 当社の取締役、執行役及び従業員が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

取締役及び執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、取締役、執行役又は会計監査人その他の者から、重要な報告又は意見若しくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

法務・コンプライアンス担当部署は、懸念報告（内部通報）の状況を定期的に監査委員会に報告する。

監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。

専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査実施状況の報告等を行う。

リ. 当社グループ各社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役等は、当該当社グループ各社において重要な事象が発生したときは、監査委員会に当該事実を報告するものとし、報告に当たり監査委員会の指示がある場合には、同委員会に出席の上、これを行うものとする。

また、監査委員会が選定する監査委員は、当社グループ各社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

ヌ. 当社で懸念報告（内部通報）した者及び監査委員会への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、守秘、報復禁止及び懸念報告の手続を明示した懸念報告に関する社内規程等に基づき、当社グループの懸念報告（内部通報）制度を構築し、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。法務・コンプライアンス担当部署は、懸念報告（内部通報）の状況を適時監査委員会へ報告する。当社取締役及び執行役等の役員に対する懸念報告については、監査委員会や法務・コンプライアンス担当執行役等による独立した調査及び処分の体制を整備することで適切な取扱いを確保する。

また、当社は、前号に基づき監査委員会への報告をした者（他の者を介して間接的に報告した者を含む）に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

ル. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、その費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

## ③ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び当社グループ各社の会計監査人並びに当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受ける。

内部監査部門は、その職務に関して監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指示又は命令がある場合にはそれらに従う。また、内部監査部門の責任者の選任・解任及び人事評価並びに内部監査部門の活動予算については、監査委員会の同意を要する。

### ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度において実施しました内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

#### イ. コンプライアンスに関する取組み

全役職員が守るべき共通のルールとして「LIXIL行動指針」を19言語で展開し、定期的に見直しを行っています。この行動指針については、毎年、全役職員に対して内容の理解促進を図るための研修を実施するとともに、遵守の誓約を求めています。また、当社グループにとって特にハイリスクな分野において、行動指針に基づきグローバル共通の基本規程・細則を制定し、見直しを行っています。コンプライアンスに関する諸施策や活動状況は、当社や各地域等に設置されたコンプライアンス委員会に報告され、施策の進捗振返りや、対策の議論がなされています。2022年より、グローバル全社レベルでコンプライアンス方針、手順、プログラムの効率化や標準化を進める体制に移行し、当社グループのコンプライアンス文化をさらに強化し、リスク管理の向上を図っています。

#### ロ. 損失の危険の管理に関する取組み

リスクマネジメントに関する社内規程を定め、事業活動に影響を与える可能性のあるリスクを適切に管理し、有事における当社グループの損失の極小化を図っています。また、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業目的の達成における不確実な事象についての対策要否や担当部門の検証等を行い、それら検証結果を必要に応じて執行役会、取締役会又はその他の機関に報告し、グループとして具体的な対策を適時に決定できる体制を構築しています。

#### ハ. 職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

取締役会は毎月1回以上開催し、重要事項の審議や主要な執行状況の報告を受けています。また、執行の意思決定等は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しています。

#### 二. 監査委員会監査に関する取組み

監査委員は、取締役会、執行役会等の重要な会議へ出席し、また、監査に必要な情報について適宜報告を受けています。

また、グループ専任監査役会議の開催や会計監査人情報交換会、代表執行役意見交換会等を通じ、報告を受け連携しています。

## (5)株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を打ってまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めていません。

---

◎本事業報告は、次により記載しています。

1. 百万円単位の記載金額は、特に記載のない限り百万円未満を四捨五入して表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」及び「2. 会社の現況に関する事項」は、特に記載のない限り、2025年3月31日現在の状況を記載しています。



# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

			(単位:百万円)				(単位:百万円)
科目	2025年度 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 2024年度 (2024年3月31日現在)	科目	2025年度 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 2024年度 (2024年3月31日現在)		
<b>資産</b>				<b>負債</b>			
流動資産	701,241	730,778	流動負債	571,783	594,592		
現金及び現金同等物	123,527	124,485	営業債務及びその他の債務	246,802	248,800		
営業債権及びその他の債権	283,914	300,179	社債及び借入金	190,337	208,893		
棚卸資産	243,926	248,300	リース負債	19,786	19,468		
契約資産	17,861	16,816	契約負債	9,850	8,982		
未収法人所得税等	1,691	5,982	未払法人所得税等	8,129	9,454		
その他の金融資産	7,176	13,025	その他の金融負債	4,437	4,334		
その他の流動資産	22,993	21,991	引当金	1,156	2,559		
小計	701,088	730,778	その他の流動負債	91,286	92,102		
売却目的で保有する資産	153	—	非流動負債	638,951	647,665		
非流動資産	1,129,563	1,155,817	社債及び借入金	402,209	406,523		
有形固定資産	365,552	378,056	リース負債	45,468	42,308		
使用権資産	63,530	60,619	その他の金融負債	29,581	28,928		
のれん及びその他の無形資産	545,561	561,473	退職給付に係る負債	72,975	78,950		
投資不動産	2,406	2,084	引当金	6,595	6,578		
持分法で会計処理されている投資	7,561	7,709	繰延税金負債	75,628	73,716		
その他の金融資産	60,994	59,698	その他の非流動負債	6,495	10,662		
繰延税金資産	80,145	83,284	負債合計	1,210,734	1,242,257		
その他の非流動資産	3,814	2,894	<b>資本</b>				
資産合計	1,830,804	1,886,595	親会社の所有者に帰属する持分	617,886	642,511		
			資本金	68,654	68,530		
			資本剰余金	221,587	221,632		
			自己株式	△ 138	△ 126		
			その他の資本の構成要素	121,146	125,578		
			利益剰余金	206,637	226,897		
			非支配持分	2,184	1,827		
			資本合計	620,070	644,338		
			負債及び資本合計	1,830,804	1,886,595		

## 連結純損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科目	2025年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(ご参考) 2024年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		2024年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(ご参考) 2023年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>継続事業</b>			
売上収益		1,504,697	1,483,224
売上原価		△ 1,006,584	△ 1,010,512
<b>売上総利益</b>		498,113	472,712
販売費及び一般管理費	△ 466,776		△ 449,550
その他の収益	11,012		13,813
その他の費用	△ 12,662	△ 468,426	△ 20,624
<b>営業利益</b>		29,687	16,351
金融収益	3,996		3,661
金融費用	△ 13,860		△ 13,195
持分法による投資損失	327	△ 9,537	△ 153
<b>継続事業からの税引前利益</b>		20,150	6,664
法人所得税費用		△ 17,882	△ 16,119
<b>継続事業からの当期利益（△損失）</b>		2,268	△ 9,455
<b>非継続事業</b>			
非継続事業からの当期損失		△ 50	△ 5,159
<b>当期利益（△損失）</b>		2,218	△ 14,614
<b>当期利益（△損失）の帰属</b>			
親会社の所有者			
継続事業		2,051	△ 8,749
非継続事業		△ 50	△ 5,159
合計		2,001	△ 13,908
非支配持分		217	△ 706
<b>当期利益（△損失）</b>		2,218	△ 14,614

## 連結持分変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額	
2024年4月1日残高	68,530	221,632	△ 126		16,743	—	107,390
当期利益							
その他の包括利益					△ 446	3,586	△ 3,094
当期包括利益	—	—	—		△ 446	3,586	△ 3,094
自己株式の取得			△ 13				
自己株式の処分		△ 0	1				
株式に基づく報酬取引	124	△ 1					
配当金							
支配が継続している子会社に対する持分変動		△ 44					
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替					△ 2	△ 3,586	
所有者との取引額等合計	124	△ 45	△ 12		△ 2	△ 3,586	—
2025年3月31日残高	68,654	221,587	△ 138		16,295	—	104,296

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計		
	その他の資本の構成要素			利益剰余金	合計				
	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他	合計						
2024年4月1日残高	1,443	2	125,578	226,897	642,511	1,827	644,338		
当期利益			—	2,001	2,001	217	2,218		
その他の包括利益	△ 885	△ 5	△ 844		△ 844	96	△ 748		
当期包括利益	△ 885	△ 5	△ 844	2,001	1,157	313	1,470		
自己株式の取得			—		△ 13		△ 13		
自己株式の処分			—		1		1		
株式に基づく報酬取引			—		123		123		
配当金			—	△ 25,849	△ 25,849		△ 25,849		
支配が継続している子会社に対する持分変動			—		△ 44	44	—		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△ 3,588	3,588	—		—		
所有者との取引額等合計	—	—	△ 3,588	△ 22,261	△ 25,782	44	△ 25,738		
2025年3月31日残高	558	△ 3	121,146	206,637	617,886	2,184	620,070		

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

資産の部		(単位:百万円)	資産の部		(単位:百万円)
科目	金額		科目	金額	
<b>流動資産</b>	<b>379,068</b>		<b>固定資産</b>	<b>780,715</b>	
現金及び預金	50,623		<b>有形固定資産</b>	<b>230,425</b>	
受取手形	7,517		建物	72,048	
電子記録債権	63,569		構築物	5,312	
売掛金	95,842		機械及び装置	26,167	
契約資産	12,462		車両運搬具	396	
未収入金	17,086		工具器具備品	6,274	
商品及び製品	49,006		土地	111,099	
仕掛品	21,950		リース資産	4,321	
原材料及び貯蔵品	30,441		建設仮勘定	4,805	
短期貸付金	23,315		<b>無形固定資産</b>	<b>40,726</b>	
その他の流動資産	10,306		のれん	889	
貸倒引当金	△ 3,054		借地権	1,142	
			ソフトウェア	27,112	
			ソフトウェア仮勘定	11,425	
			その他の無形固定資産	157	
			<b>投資その他の資産</b>	<b>509,563</b>	
			投資有価証券	37,201	
			関係会社株式	357,297	
			長期未収入金	33,373	
			長期貸付金	15,184	
			差入保証金	7,195	
			前払年金費用	30,050	
			繰延税金資産	58,835	
			その他の投資	1,417	
			貸倒引当金	△ 30,993	
			<b>資産合計</b>	<b>1,159,783</b>	

(単位:百万円)

## 純資産の部

科目	金額
株主資本	387,419
資本金	68,654
資本剰余金	268,693
資本準備金	12,715
その他資本剰余金	255,978
利益剰余金	50,209
利益準備金	4,847
その他利益剰余金	45,361
特定災害防止準備金	1
圧縮積立金	1,150
繰越利益剰余金	44,209
自己株式	△ 137
評価・換算差額等	17,690
その他有価証券評価差額金	17,761
繰延ヘッジ損益	△ 71
純資産合計	405,110
負債及び純資産合計	1,159,783

(単位:百万円)

## 負債の部

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>361,674</b>
電子記録債務	671
買掛金	83,072
契約負債	4,918
短期借入金	149,945
1年内償還予定の社債	25,000
リース債務	1,082
未払金	36,256
未払費用	28,985
未払法人税等	1,227
賞与引当金	16,953
役員賞与引当金	299
資産除去債務	9
その他の流動負債	13,251
<b>固定負債</b>	<b>392,999</b>
社債	106,000
長期借入金	240,300
リース債務	3,578
役員賞与引当金	364
退職給付引当金	3,748
関係会社事業損失引当金	5,885
資産除去債務	6,163
その他の固定負債	26,959
<b>負債合計</b>	<b>754,673</b>

## 損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	833,790
売上原価	576,804
売上総利益	256,985
販売費及び一般管理費	250,638
営業利益	6,346
営業外収益	
受取利息	1,594
受取配当金	12,756
受取賃貸料	285
その他の営業外収益	3,288
営業外費用	
支払利息	3,542
社債利息	655
社債発行費	164
賃貸収入原価	221
関係会社事業損失引当金繰入額	3,894
為替差損	676
固定資産処分損	608
その他の営業外費用	1,533
経常利益	12,975

(単位:百万円)

科目	金額
特別損失	
減損損失	247
税引前当期純利益	12,728
法人税、住民税及び事業税	△ 1,085
法人税等調整額	5,946
当期純利益	7,866

## 株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剩余金				利益剩余金						
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 金	資 剩 余 金	本 金 計	利 準 備 益 金	特 災 害 防 備	定 止 金	圧 積 立 金	縮 減 金	繰 越 利 益 金	利 益 金 計
2024年4月1日残高	68,530	12,591	255,978	268,570	4,847	6	1,198	62,139	68,192			
事業年度中の変動額												
新株の発行	123	123		123								
剰余金の配当									△ 25,849	△ 25,849		
当期純利益									7,866	7,866		
特定災害防止準備金の取崩						△ 5			5	–		
圧縮積立金の取崩							△ 47		47	–		
自己株式の取得												
自己株式の処分			△ 0	△ 0								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	123	123	△ 0	123	–	△ 5	△ 47	△ 47	△ 17,930	△ 17,982		
2025年3月31日残高	68,654	12,715	255,978	268,693	4,847	1	1,150	44,209	50,209			

	株主資本			評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価額等	換算合計		
2024年4月1日残高	△ 126	405,166	17,914	526		18,441	423,608	
事業年度中の変動額								
新株の発行		247					247	
剰余金の配当		△ 25,849					△ 25,849	
当期純利益		7,866					7,866	
特定災害防止準備金の取崩		–					–	
圧縮積立金の取崩		–					–	
自己株式の取得	△ 12	△ 12					△ 12	
自己株式の処分	0	0					0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 153	△ 597		△ 750	△ 750	
事業年度中の変動額合計	△ 11	△ 17,746	△ 153	△ 597		△ 750	△ 18,497	
2025年3月31日残高	△ 137	387,419	17,761	△ 71		17,690	405,110	

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社LIXIL  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山本大

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大橋武尚

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LIXILの2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社LIXIL及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社LIXIL  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本大

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋武尚

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIXILの2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関する業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社LIXIL 監査委員会

監査委員	濱	□	大	輔	印
監査委員	石	塚	茂	樹	印
監査委員	大	堀	龍	介	印
監査委員	金	野	志	保	印
監査委員	田	村	真	由	美

（注）濱□大輔、石塚茂樹、大堀龍介、金野志保及び田村真由美は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

× 七

× 七

